

経済建設委員会会議録

平成27年12月14日(月)

(開会) 10:30

(閉会) 13:57

【 案 件 】

1. 議案第137号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第138号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第139号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第140号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第141号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
6. 議案第144号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
7. 議案第145号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
8. 議案第146号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
9. 議案第151号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例
10. 議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
11. 議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例
12. 議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例
13. 議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例
14. 議案第163号 土地の取得
15. 議案第166号 指定管理者の指定(飯塚市営駐車場)
16. 議案第167号 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)
17. 議案第168号 指定管理者の指定(庄内温泉筑豊ハイツ)
18. 議案第170号 市道路線の廃止
19. 議案第171号 市道路線の認定

【 所管事務調査 】

1. 立岩地区内の立岩踏切の安全対策について

【 報告事項 】

1. 飯塚市中小企業振興基本条例の進捗状況について (産学振興課)
2. e-ZUKA スマートフォンアプリコンテスト2015について (産学振興課)
3. ミッドナイトオートレースの売上等について (経営管理課)
4. 専用場外発売所の開設について (経営管理課)
5. 平成27年3月24日議決の「和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)」の進捗状況について (建設総務課)
6. 工事請負契約について (上下水道局総務課)
7. 飯塚市立地適正化計画の策定状況について (地域連携都市政策室)
8. 財政見直しについて (財政課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第137号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○住宅課長

「議案第137号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明いたします。今回の補正は、全費目について見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。

補正予算書の183ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4266万6千円と定めるものでございます。その主な内容につきましてご説明いたします。

187ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の3節 職員手当、4節 共済費、19節 負担金補助及び交付金では、担当職員給与費等を6万4千円減額し、25節 積立金は歳入歳出の財源調整といたしまして減債基金積立金509万1千円を計上いたしております。

186ページ、前ページをお願いいたします。歳入につきましては、2款 県支出金、1項 県補助金、1目 住宅新築資金等補助金は、補助対象件数の減少に伴い1万5千円を減額いたしております。3款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金は、減債基金預金利子収入30万円を計上し、2目 基金運用収入は、減債基金運用に伴う運用収入及び償還益金107万円を減額いたしております。4款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金では、平成26年度決算による繰越金581万2千円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第137号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第138号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経営管理課長

「議案第138号 平成27年度飯塚市小型自動車競争事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の191ページをお願いいたします。第1条でございしますが、歳入歳出それぞれ2億2390万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を185億3067万4千円とするものでございます。今回の補正は、9月までの売り上げ等の実績を踏まえ、執行残など、関係経費の整理を行ったものでございます。その主なものを事項別明細で説明いたします。

歳出でございしますが、197ページをお願いします。1款1項1目 一般管理費、2節の給料370万4千円の減につきましては、職員配置人員1名減により減額計上しております。次に、198ページの1款2項1目 事務費、13節 委託料、説明欄上段、電話投票事務委託

料3815万1千円の増につきましては、主に民間ポータルサイトの電話投票の売上げ増に伴い、増額計上しております。次に、199ページ上段の19節 負担金補助及び交付金、場外発売経費負担金4296万4千円の増は場外売上額の増額補正に伴うものであります。次に、2目 包括的民間業務費、13節 委託料につきましては、売上げ実績、見込み等により整理いたしまして、1309万円を増額計上いたしております。次に、4目 勝車投票券払戻金、22節 補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金につきましては、売上げ実績、見込みによりまして、関係経費の3776万2千円を増額計上いたしております。次に、200ページ上段の1款3項2目 施設改善費、13節 委託料、競走場建物耐震診断調査委託料につきましては入札執行残により358万9千円を減額計上しております。次に、2款1項1目 予備費、29節 予備費につきましては、JKA交付金還付金により基金繰入金減額分等を差し引いた額の1億645万6千円を増額計上いたしております。

続いて、歳入でございますが、195ページをお願いいたします。1款1項1目1節の勝車投票券発売収入補正額4763万2千円の増及び2款1項 受託事業収入、1目1節の場外発売業務負担金7104万4千円の増につきましては、当初の概算日程の見直し及び場外受発売の実績等の整理を行い、増額補正するものでございます。次に、3款1項1目 競走費補助金につきましては、耐震診断に伴う社会資本整備総合交付金650万2千円の減により減額計上いたしております。次に、196ページ中段、5款1項1目 小型自動車競走場施設改良基金繰入金につきましては、基金繰入れを行わなかったため4652万9千円を減額計上いたしております。6款2項1目 財団法人JKA交付金還付金補正額1億6058万4千円につきましては、交付金還付制度により、平成26年度還付見込み額を計上いたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第138号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第139号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第139号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の204ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ592万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8151万6千円とするものでございます。

主なものを歳出からご説明いたします。207ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費639万8千円の減は、職員の内、1名を正規一般職から嘱託職員に変更したことからの減額でございます。1款1項2目の市場管理費47万3千円の増は、施設の維持補修費での増額が主な理由でございます。

続いて、歳入のご説明をいたします。1ページ前に戻り、206ページをお願いいたします。2款1項1目の一般会計繰入金 575万3千円の減は、歳出の減額に伴いまして、財源調整

をした結果、減額とするものでございます。4款1項1目の雑入 22万3千円の減は、汚水処理施設管理委託の入札により減額となった結果、水産部に対する相当分の負担金を減額しているものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第139号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第140号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第140号 平成27年度飯塚市駐車場特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の211ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ99万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4412万4千円とするものでございます。

次に、歳出の主な内容について、説明させていただきます。予算書の215ページをお願いいたします。1款1項 駐車場事業費の職員給与費及び駐車場管理費は決算見込みによりまして合計99万4千円を減額計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について説明いたします。1ページ戻っていただきまして、214ページをお願いいたします。1款1項1目の駐車場使用料につきましては、決算見込みによりまして82万8千円を減額いたしております。また、2款1項1目の一般会計繰入金を101万7千円減額いたしまして、歳入歳出のバランス調整を行っております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第140号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第141号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第141号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」について、補足説明をさせていただきます。

補正予算書219ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9733万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2068万8千円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、平成26年度の決算に伴い、平成27年度への繰越金額が確定したことにより、歳入歳出において予算の増減を行ったものです。内容について、事項別明細書により説明させていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。222ページをお願いいたします。1款1項1目 鯉田工業団地管理費として、鯉田工業団地内第1区画、同工業団地第2区画法面など計4カ所の草刈のための施設維持管理手数料79万4千円、同じく、鯉田工業団地の残地支障木伐採等委託料331万円、合計410万4千円を計上いたしております。

続きまして歳入を説明いたします。まず、1款1項1目 財産貸付収入の市有土地貸付収入ですが、これは鯉田及び目尾工業団地敷地内における工事に伴う車両置場としての一時貸付などによる貸付料67万4千円を計上したものです。続きまして、2款1項1目 繰越金9666万1千円ですが、これは平成26年度の繰越額が確定したことにより増額補正を行ったものです。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第141号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第144号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第145号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第146号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第144号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明いたします。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。第3条の収益的収入につきましては、104万6千円を増額いたしまして、総額を23億9547万8千円とするものでございます。同じく、第3条の収益的支出につきましては、4104万1千円を減額しまして、総額を21億8243万8千円とするものでございます。

第4条の資本的収入につきましては、2556万円を増額しまして、総額を13億2759万円とするものでございます。2ページをお願いいたします。同じく、第4条の資本的支出につきましては、4674万円を減額しまして、総額を23億8285万8千円とするものでございます。内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。

7ページをお願いいたします。収益的収入の104万6千円増額の主なものといたしましては、給水収益が1707万8千円減額となりましたが、遊休資産の土地売却による固定資産売

却益1190万3千円の増、長期前受金戻入258万8千円の増等によるものでございます。

収益的支出の4104万1千円の減額でございしますが、これは主に人事異動等に伴う人件費の減、8ページの委託料656万7千円及び981万5千円の減や、薬品費721万1千円の入札残や執行残の整理等によるものでございます。

10ページをお願いいたします。資本的収入の2556万円の増額の主なものといたしましては、国庫補助金の内示率減による補助金の減1573万2千円等はございましたが、遊休資産の土地売却による固定資産売却代金4050万3千円の増等によるものでございます。

資本的支出の4674万円の減額でございしますが、これは11ページに上げております新設事業費・工事請負費1700万円の増はございましたが、人事異動等に伴う人件費の減、改良事業費の工事請負費600万円の減、委託料484万1千円の減、11ページの第8期拡張事業費の工事請負費の入札残の整理等による4520万円の減等によるものでございます。

以上、「水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

次に、13ページをお願いいたします。「議案第145号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。

第3条の収益的収入につきましては、200万9千円を増額しまして、総額を4621万5千円とするものでございます。同じく、第3条の収益的支出につきましては、180万6千円を増額しまして、総額を4516万3千円とするものでございます。

第4条の資本的収入につきましては、274万3千円を減額しまして、総額を2461万1千円とするものでございます。内容につきまして、補正予算明細書により説明いたします。

17ページをお願いいたします。収益的収入の200万9千円の増額の主なものとしましては、長期前受金戻入107万1千円の増等でございます。

収益的支出の180万6千円の増額につきましては、人事異動に伴う人件費の増、減価償却費91万8千円、資産減耗費43万2千円の増でございます。

18ページをお願いいたします。資本的収入の274万3千円の減は決算見込みによる財源調整に伴う一般会計補助金の減額によるものでございます。

以上、「産炭地域小水系用水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

続きまして、19ページをお願いいたします。「議案第146号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。

第3条の収益的収入につきましては、1268万円を増額しまして、総額を20億265万3千円とするものでございます。同じく、第3条の収益的支出につきましては、294万1千円を減額しまして、総額を18億1910万5千円とするものでございます。

第4条の資本的収入につきましては、2億2083万6千円を減額しまして、総額を8億8417万4千円とするものでございます。同じく、第4条の資本的支出につきましては、2億85万4千円を減額しまして、総額を16億3214万5千円とするものでございます。

20ページをお願いいたします。債務負担行為につきましては、「川島菰田污水幹線改築基本設計委託料」を債務負担期間を28年度で設定いたしておりましたが、国庫補助金内示率減による事業費の減額調整のため、国・県と協議の結果、平成28年度単年の実施予定となりましたので廃止するものでございます。内容につきまして、補正予算明細書により説明いたします。

25ページをお願いいたします。収益的収入の1268万円の増額でございしますが、主なものとしましては、下水道使用料920万3千円の増でございます。

収益的支出の294万1千円の減額でございしますが、これは26ページの処理場費、委託料の執行残の整理1219万9千円の減等によるものでございます。

28ページをお願いいたします。資本的収入の2億2083万6千円の減額でございしますが、これは、主に国庫補助金の内示率減による補助金1億2410万円の減、それに伴います企業

債借入 1 億 3 6 0 万円の減でございます。

資本的支出の 2 億 8 5 万 4 千円の減額でございますが、これは施設整備費委託料 3 2 1 3 万 5 千円及び施設改良費委託料 6 千万円、工事請負費 1 億 1 9 1 万 1 千円の減によるものでございます。理由といたしましては、国庫補助金の減額に伴う事業費の減や執行残の整理であります。

以上、「下水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第 1 4 4 号 平成 2 7 年度飯塚市水道事業会計補正予算 (第 1 号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 4 5 号 平成 2 7 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算 (第 1 号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 4 6 号 平成 2 7 年度飯塚市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 5 1 号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第 1 5 1 号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」の補足説明をさせていただきます。

議案書の 3 5 ページと資料 A 4 でお示しをしております「鯉田中線・全体平面図」をお願いいたします。本件は、県道鯉田中線道路改良工事に伴い、川島二本松農機具保管庫を飯塚市川島 9 0 7 番地 1 から、4 0 4 番地 1 へ移転建設するため、条例を改正するものでございます。

県道鯉田中線道路改良工事は、国道 2 0 0 号線幸袋交番付近から、遠賀川に新設する橋りょうや川島古墳横を經由して、国道 2 0 0 号バイパスまで、延長 1 0 7 0 メートルで、事業の完了が平成 2 9 年 3 月予定の道路工事でございます。川島二本松農機具保管庫は、その関連の道路用地となることから、本年度において、同じく道路用地となる川島市営住宅の残り地に移設して建設を行っております。お示しております資料の平面図では、現在地を二重丸、移設先を黒の塗りつぶしでお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

今後は、倉庫内に設置の乾燥機 2 台、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台等の機械を移設し、新所在地で共用を開始することとし、その時期は、本条例改正の公布の日から、6 カ月を超えないこととしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第151号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」及び「議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例」、以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業委員会事務局長

「議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」及び「議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の41ページをお願いいたします。「議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」につきましては、ことし9月4日に公布されました、農業委員会法の改正に伴い、関連する施行令の基準に従い、委員等の定数を定めるものでございます。施行年月日は、平成28年4月1日でございます。

43ページの新旧対照表をご参照願います。旧条例では、選挙による委員の定数を30人と定めておりましたが、新条例では、農業委員の定数は19人、新たに設置することとなりました農地利用最適化推進委員の定数は30人と定めるものでございます。なお、現行の選挙による委員は、旧条例にありますように、30人でございますが、この30人のほかに、改正前の法の規定によりまして、農業協同組合から1名、農業共済組合から1名、土地改良区から1名、市議会から4名、それぞれ推薦をいただき、選任をさせていただいている委員が7名おられまして、現行の委員は合計37名でございます。この7名の「選任による委員」につきましては、今回の法改正により、廃止をされております。また、附則に掲げております、職員定数条例、証人等の実費弁償に関する条例につきましては、それぞれ、農業委員会法を引用しておりますので、引用している条項を、改正後の条項に整備するものでございます。

44ページをお願いいたします。「議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例」につきましては、今回の法改正により、農業委員の選挙制度が廃止され、市長が任命する制度となりましたことから、選挙区等に関する条例を廃止するものでございます。こちらも施行年月日は、平成28年4月1日でございます。

それでは、今回の提案に至りました経緯を、お手元に配布しております資料によりまして、少し長くなるかもしれませんが、説明をさせていただきます。

表題を「農業委員会法改正への対応」としております資料の1ページをお願いいたします。「1. 農業委員会法の改正」の下、角を丸めた四角で囲っております内容は、先ほど説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

その下の「・」のところ。今回の法改正により、農業委員の任命にあたっては、定数のうち認定農業者が過半数を占めるようにすること、利害関係のない者が含まれるようにすること、年齢・性別に著しい偏りがないよう配慮することといった要件が定められております。

それから、次の「・」から、任命にあたっては、農業者等からの推薦を求めるとともに募集を行う、いわゆる「公募」も行うこととされており、市長はこれらの結果を尊重して、任命を行うこととされております。

次の「・」のところ。10月28日に公布されました、定数の基準を定める政令・省令については、ページをめくっていただきまして、別紙の2ページの表をごらんいただきたいと思っております。「1. 定数の上限」のところは、政令の定数の上限の基準を定めた部分でございます。まず、農業委員の定数の基準は、管内の農業者の数及び農地面積によりまして、3段階に設定されております。飯塚市は、表の右欄外に記載しておりますように、農家戸数1676戸、農地面積3015ヘクタールということで、3段階のうちの真ん中(2)、(1)及び(3)以外の農業委員会という部分に該当いたします。ここがまた2つに分かれまして、推進委員を委嘱する農業委員会、委嘱しない農業委員会と分かれておりますが、表の下の欄外に記載しておりますように、飯塚市の場合は、①市内の遊休農地率が1%のところ、2.99%、②農地の集積率が70%以上のところが、26.7%といずれも要件を満たしておりませんので、定数の基準としましては、推進委員を委嘱する委員会の19人、表では太い実践で囲んでおります部分、これが上限ということになります。

また、農地利用最適化推進委員の定数の基準につきましては、下から2行目から記載しておりますように、管内の農地面積を100ヘクタールで割りまして、小数は切り上げます、31人が上限となります。

なお、さらにその裏側になります、ページをめくっていただいて、裏側3ページ目には、先ほど申し上げました、認定農業者が過半数を占めるようにとの要件について、施行規則によりまして、飯塚市は認定農業者の数が基準より少ないということで、例外に該当するということが記載させていただいております。この例外の適応については市議会の同意が必要ということで、3月の議会におきまして、任命案の同意をいただく際には、それに先立ちまして、この特例の適用に同意をいただくことになろうというふうに想定しておりますので、よろしく願いをいたします。

資料の1ページに戻っていただきます。1ページをご参照ください。「2. 農業委員会の取り組み」でございますが、今回、この政令・省令の内容が明らかになりましてから以降、農業委員会では、記載しておりますように、通常、小委員会9名で構成しておりますが、14名の特別委員会に拡大いたしまして、さまざまに協議を重ねてまいりました。その結果を「建議書」にまとめまして、11月10日、市長に提出をさせていただいております。その「建議書」の概要を「3.」で記載をさせていただいております。そこに記載しておりますように、農業委員については、可能な限り地域に密着した選任ができるようにといったことから上限いっぱい19人、推進委員については、現行の選挙による委員30人と同様の担当地区割ができるよう、これもほぼ上限に近い30人ということで建議がなされております。この「建議」を受けまして、庁内でも協議をいたしました結果、今回、建議をいただいた内容で、本件の条例案を提出させていただいているところであります。

以上、少々長くなりましたが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の45ページをお願いいたします。西鹿こども広場外5件の児童遊園を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。西鹿こども広場は、西鹿集会所敷きの一部として、木ノ下児童遊園は、木ノ下集会所敷きの一部として、小瀬隈児童遊園は、小瀬隈集会所敷きの一部として、氷屋児童遊園は、氷屋納骨堂敷きの一部として人権同和政策課へ所管替えをするものでございます。長楽寺児童遊園は、長楽寺公営住宅の建設予定地に隣接しており、建設後は、住宅残地の一部となる予定でございます。関の台児童遊園は、平成26年1月1日に庄内児童館が移転した際にすでに閉鎖しております。

児童遊園は、児童福祉施設であり、廃止する場合は、県知事に届けなければならないと児童福祉法第35条に定められておりますが、福岡県が児童遊園の廃止の手続き方法を定めていなかったため、これまで廃止することができませんでした。しかし、平成26年度に廃止の手続き方法を定め、市町村に通知したことにより、廃止が可能となったものです。このため、今回、他の用途で使用されているなどの児童遊園を現状に合わせ、廃止するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

確認ですけれど、これは用途変更ですよ。用途変更に伴う廃止ということでありまして、公共施設のあり方等の中でこういうものについては、用途変更に伴う際には、地元との協議をするというふうになっておったと思いますけれど、地元との協議はどうなっておるのか。

○都市計画課長

この6児童遊園につきましては、人権同和政策課に所管替えする部分につきましては、人権同和政策課のほうが地元のほうに廃止の説明をしておりますし、それぞれの所管課のほうが、地元のほうには説明をしているところでございます。

○道祖委員

説明をしたということは、協議をしたということなんですか。協議をして了解をもらったということでもいいんですか。その事績を出せますか。

○都市計画課長

地元のほうに協議した事績については出せます。

○道祖委員

資料要求ということで、委員長、取り計らっていただけますか。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま道祖委員から要求がっております資料は提出できますか。

○都市計画課長

それぞれ児童遊園については、所管のほうに協議しておりますので、所管のほうに事績等を含めて、今すぐじゃなくて、所管課のほうに求めていくということで、ご了承をお願いしたいと思います。

○道祖委員

これはきょう審議しないと、休会中の審議じゃないから。出せないなら出せないで結構なんだけど、協議したというそのものがわからなければ、ああそうですか、地元は同意してるんですね。いついつ同意したんですねということが確認できなければ、賛同できないじゃないですか。きょう出せないということになれば。これは地元との協議ということになっているわけですからね。いついつどういう協議をしたと、そしてどういう集会所の一部として使うなら使う、納骨堂として使うなら使う。地元も納得してますよということを明確にしてもらわないと。それをここで、この6カ所については、地元と確実に協議して納得している。持ち越しはないと言い切れますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:17

委員会を再開いたします。

議案第156号につきましては、審議を保留します。

次に移ります。「議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の47ページをお願いいたします。学頭調整池広場の位置の表示方法の変更及び明星寺川調整池多目的広場を設置し共用開始したため、飯塚市市民広場等条例の一部を改正するものでございます。

議案書の48ページに新旧対照表を添付しております。ご参照をお願いいたします。主な改正点は、第2条の表の学頭調整池広場の位置の表示を「828番地先」から広場敷きの代表地番である「1010番」に改めるものでございます。同じく第2条の表に明星寺川調整池多目的広場の共用開始に伴い明星寺川調整池多目的広場を追加するものでございます。

また、第6条の「広場の工事等」を雨季の利用制限を考慮して「季節若しくは広場の工事等」に改めるものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕二委員

基本的な確認だけさせていただきたいと思いますが、学頭調整池広場の表示方法の変更というものは、この条文の中の条例と言うんですか、その表示を変更されるだけだと私は受けとめておりますが、そのとおりなのか。2点目に、明星寺川調整池多目的広場は、この明星寺川調整池そのものが多目的広場となるのかどうか、この2点お願いします。

○土木管理課長

学頭調整池広場につきましては、地番の表示だけでございます。それから明星寺川調整池多目的広場につきましては、有効利用という考えで調整池敷きを広場にも利用するという考えでございます。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第163号 土地の取得」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第163号 土地の取得」について、補足説明させていただきます。

議案書の89ページをお願いいたします。土地の取得でございますが、行政財産用地として次の土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出するものでございます。

所在地は飯塚市潤野字大牟田904番地87外14筆、地目は雑種地及び山林となっております。取得面積は1万5886.45平方メートルで、取得価格は、1億4012万3606円となります。なお、この金額は平成27年10月13日に仮契約を締結した時点での金額であり、支払完了日までの間の飯塚市土地開発公社が要する資金経費及び事務費相当額がこの金額に加算されます。契約の相手方につきましては、飯塚市土地開発公社理事長鬼丸力男となっております。

次のページ議案書の90ページをごらんください。15筆の地番面積及び取得価格の内訳を示しております。取得する土地の位置図につきましては議案書の91ページに掲載しております。位置としましては、花瀬にあります花咲台団地内の東側で、現在、宅地分譲化されていない宅地部分でございます。この土地は飯塚市土地開発公社に依頼して、福岡県から平成9年3月に先行取得したもので、今回、行政財産用地として飯塚市土地開発公社より買い戻すものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

行政財産として購入するということですから、用途は決まっているんですか。

○都市計画課長

近年、パークタウン潤野は住宅化が進み、平成23年度には都市計画用途地域も第1種低層住宅地域専用用地となっております。これらの状況を考慮し、都市計画課としましても近隣公園の必要性について県と協議を行い、公園としての利用はしなくてよいということで、決定はしております。ことし平成27年8月18日に飯塚市の公有財産有効活用検討委員会で行政財産として買い戻し普通財産として売却するということでの承認は得ております。

○道祖委員

確認ですけど、飯塚市としての開発はやらないということですね。売却ということですね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第163号 土地の取得」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第166号 指定管理者の指定（飯塚市営駐車場）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第166号 指定管理者の指定について」補足説明をいたします。

議案書の96ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるため提案するものでございます。

施設の名称につきましては、「飯塚市営駐車場」でございます。選定の経緯につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が9月4日、9月25日及び10月9日の3回開催され、社団法人飯塚市シルバー人材センターが飯塚市営駐車場の指定候補者として、10月22日に選定委員会委員長から市長に答申がなされております。次に指定管理者を非公募とした理由でございますが、飯塚市シルバー人材センターは「高齢者等の安定した雇用の確保と促進、就業機会の確保等の福祉の増進を図り、また健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献することを目的」とした団体であり、高齢者の就業機会の確保を考慮し、公募での選定を見送ることとしたものでございます。指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。選定方法、選定理由及び評価点につきましては、議案書及び資料に記載しておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

指定管理者の指定ということですけど、指定管理者制度の主旨は何であったか、確認させていただきます。

○建設総務課長

指定管理者につきましては、原則、公募というのが条件かというふうに思います。

○道祖委員

公募は公募で結構なんだけど、指定管理者制度導入の意味というのは、どういうふうに捉えておるのか。まず、指定管理者制度導入のいきさつ、何で指定管理者制度というのが導入されていったのかということをお尋ねしております。

○建設総務課長

失礼いたしました。多様化いたします住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間等の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの縮減につなげるということというふうに考えております。

○道祖委員

行政の財政の関係が1つと、民間のノウハウを導入するということ、大きく言えばこの2点であるということですよ。それでお尋ねいたしますけど、先ほど説明で、シルバー人材センターの意味合いというのを述べられて公募を行わなかったということでもございましたけど、この公益社団法人飯塚市シルバー人材センターは、これは民間であるというふうに捉えていいんでしょうか。

○建設総務課長

飯塚市シルバー人災人材センターにつきましては、民間と言いますか、市が設立した社団法

人というふうに認識いたしております。

○道祖委員

市が設立したんですね。市の関係者がここに役員、理事というような、何らかの形で入りますよね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:30

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

○建設総務課長

1点、先ほどの設立につきましては、市の職員がかかわって設立した団体ということで訂正させていただきます。それから役員につきましては、市の部長が役員に1名入っております。

○道祖委員

私はこの公益社団法人の、飯塚市シルバー人材センターの主旨等については、何ら批判するものでもないし、今回このような公募という形でやらなかったということについても、何ら反対という思いはないんです。ただ、私は9月に指定管理者制度のいろいろあり方の中で、公契約のあり方、こういうことについて質疑をさせていただいております。皆さん、お聞きだったと思います。その中で見直しを検討するということを、総務部長が答弁して、副市長も時間をくださいということだったんですよ。あなたが言ったようにね、あなたを責めるつもりはないんですよ、課長、いいですか。指定管理者制度の内容というのは、2つあったでしょう。2つ言われたでしょう。副市長もそういうことを言ってるんですよ、答弁の中で。私もそのとおりだということで、今日まで指定管理者制度については賛同してきましたけどね。ですけれど、改めて、10年経って見直しをしていかなくちゃいけないではないかということをご提案させていただいたんですけど、今また矛盾が出たでしょう。矛盾と思いません。課長なり、部長なり、矛盾を感じません。

○都市建設部長

今の、前から委員のほうからいろんな指摘を受けている案件というのは重々承知をしております。その中で今回シルバー人材センターのほうに駐車場の指定管理ということでございます。当然、今後のことも含めてですね、協議をまだ、ずっとしていかなくてはいけないというふうには思っております。こういう民間のノウハウとかいう部分も含めてですね。その部分は、そういう形ではしっかり協議、結論も含めて出していかなくてはというふうには思っております。当然、ほかの箇所の指定管理者制度全体的な部分ということの意味合いが強いだらうというふうには思っておりますので、そういう形でしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○道祖委員

結局、議員が発言して、その答弁を行政がしているけれども、結局、何もしてないわけでしょう、3カ月間。3カ月間が短いか長いかわからない話がありますよ。私に言わせれば、言われたら少し自分たちでちゃんと答えているんだから、問題があるけれど、今回はこれでいきますとか何とか言うんならね、まだわかりますけど、議員から指摘されてね、ということはいかななものかと思えますよ。もう、矛盾があるということだけ確認しますが、あると思ってます。それだけお答えいただけます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:34

再 開 11:45

委員会を再開いたします。

○道祖委員

ちょっと答弁に困ってる部分があるみたいですから、これ以上はお尋ねいたしません。委員長、次の議題に入ってください。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第166号 指定管理者の指定（飯塚市営駐車場）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第167号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

飯塚市新産業創出支援センター指定管理者の指定について、「議案第167号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」の補足説明をさせていただきます。

議案書98ページをお願いいたします。飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって満了となるため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公募による募集を行い、飯塚市指定管理者選定委員会において、審査が行われ、選定の結果、指定管理者の候補として、株式会社福岡ソフトウェアセンターが選定されましたので、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としております。これは新産業創出支援センターの入居に関しまして、平成19年度におきましては、入居率が85%であったものが、平成20年度以降、50%前後で推移してきております。入居率の低迷は、平成20年9月のリーマンショック後、地方経済の低迷が長引いたことを背景に、起業マインドの低下や大都市への一極集中等がみられたことが要因と考えております。しかしながら、現在では、景気低迷も底をうち、緩やかながら経済が動いてきた状況の中、地方創生の施策とも相まって、大都市から地方への移住・創業といった動きもみられてきております。

また、現在、新産業創出支援センターでは、一定期間の契約での部屋貸しを行っておりますが、他地域で成功しているインキュベーション施設の潮流として、従来の部屋貸しやレンタルオフィスに代わり、実務を行う場所が個室ではなく、図書館のようなオープンスペースで参加者同士のコミュニティ育成を重視する傾向がみられます。このことから、今後3年間で、入居率や施設利用率の向上、新たなビジネス創出の拠点化を目指し、新産業創出支援センターの機能や活用方法、運営方法等の見直しを行っていく予定にしております。具体的には、学生や主婦などがインターネットを活用したビジネスなどを手軽に行うのに適した安価な作業スペースや、利用者間で交流が行えるイベントスペースなどの設置を検討するとともに、短期契約や時間単位での場所貸し、一般向けの各種講座、定期的な入居者交流イベントなど運営面での工夫も検討していきたいと考えております。以上のことから、施設の機能や運営などが、大きく変わることが想定されるため管理を行わせようとする期間を3年としたものであります。

なお、選定の方法及び理由は、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

また、この新産業創出支援センターの機能や活用方法、運営方法等の見直しを行うため、今回、補正予算におきまして、「オープンイノベーション拠点整備調査委託料500万円」を計上いたしております。この事業費は、地方創生先行型交付金（地域活性化・地域生活等緊急支援交付金タイプ1）を活用して行うもので、全額、交付金で事業を実施する予定といたしております。

以上、簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

今度は、これは指定管理者制度でここの施設を、飯塚市新産業創出支援センターを株式会社福岡ソフトウェアセンターにお任せするという議案であると思いますが、間違いないですか。

○産学振興課長

そのとおりであります。

○道祖委員

この福岡ソフトウェアセンターという株式会社は、役員構成はこれに市の関係者は入っておりますか。株式はどういう形になってますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:52

再 開 11:53

委員会を再開いたします。

○産学振興課長

株式につきましては、IPA、県、飯塚市それぞれが主な株主となっております。役員については、それぞれ県、民間それから市につきましては、市長が役員となっております。

○道祖委員

これは民間企業だから、指定管理者制度にのってるということは言えると思うんです。私は、また、この施設の設立のいきさつ等を承知しているつもりです。ですから、今回、株式会社福岡ソフトウェアセンターが、指定管理者に公募して、そしてこれが選定されたことについては、新産業創出支援センターの意味合いから考えて、また、株式会社福岡ソフトウェアセンターが設立された趣旨から考えれば、私はこれにお願いすることは妥当ではないかというふうには思っているんです。ただ、私、先ほどもお尋ねしました。矛盾があるんじゃないかということ、指定管理者制度の中で、こういうやり方をやっていくことがいいのか、やはり指定管理者制度の見直しをですね、やっていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんです。何を言いたいかわかりますか。先ほど矛盾をとということをやったのはどういうことかと言いますとですね、私ども議員は、地方自治法で、こういうことを決められてんですよ。議員の兼職、兼業禁止、「地方自治法第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」ということが書かれているんです。規定されてるんです。この趣旨は、こういうふうの説明書かかれている。本条は議員が個人として地方公共団体に請負をしてならないこと、地方公共団体に対して主として請負をする法人の役員になることを禁止したものである。議会運営の公正を保障する趣旨による。議員が、本条の規定に該当した時は議員の職を失うこととなり、その判断は議会が行う。こういうふうには、議員は兼業については、いろいろ厳しい規定が、

ちゃんと法律、地方自治法に規定されてるんですね。

私が言いたいのは、仕事を出すところと、仕事を受けるところ、そういうところは同じであるというのは、指定管理者制度になじむのかということと言いたいわけです。だから、いろいろな矛盾が出てきているから、指定管理者制度を見直していくべきだということを行っているんです。市長、ご答弁いただきたいんですけど、今、私の言ってる意味合いがご理解できますか。

○市長

今、質問者から言われてることが9月の議会の流れの中で副市長がこれを見直さなきゃならないということの答弁はしたと思うんですけども、その時期的なものとして、3カ月は長いのか短いのかというようなご質問もあったわけですけども、やはりこれを扱っていくということは少し時間がかかるものだと思っているので、このままでいけということじゃ……。今回の場合が12月の議会の中でこの議案として出させていただいたものですから、今の問題として捉えられていることだと思いますけども、ほんとに時間がかかってますけれども、見直さなきゃならないという話の内容については理解をしているところでございます。

○道祖委員

はっきりここで言うておかななくてはいけないのは、私は、言っているようにこの施設を株式会社福岡ソフトウェアセンターが運営していく、これについてはできたときからの当初の考え方がそこにあるんだから、私はそれでいいと思ってるんですよ。ただ、指定管理者制度という名前のもとでこれをやっていくことが本当にいいのかどうか。指定管理者制度というのは、ここにありますが、公募するというふうになってるわけですよ。公募をする、原則公募なんです。先ほどの案件で、課長は公募というようなことを指定管理者制度の中で。だから、理解してる人たちはそう思ってるんです。だけど、仕事を発注するほうと仕事を受ける組織が一緒ということになると、公募の趣旨から外れるんじゃないかという矛盾を感じるから、私はこの案件にあえて反対するものではないんですよ。ただ、私はそこを矛盾とを感じるから、皆さんは矛盾として感じないのかということをお尋ねしたんですけど、お答えにならない。市長は見直しをしていかなくてはいけない、時間かけてというお答えですけど、私が言いたいことは、この点にあるということなんです。果たして、この施設を指定管理者制度でやっていくことがいいのかどうかということも含んでですね、今後は十分あらゆるその行政に関係するもの、指定管理者制度でいま運用してるもの、こういうものについてですね、いま1度やはり見直しをしていただきたいと思っておるんです。市長、首振ってますけど、私、何かおかしいこと言ってますかね。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

○道祖委員

ぜひ、行政のほうにお願いしますけど、あり方について見直しを早急にやっていただきますように、だれが責任者か、市長が責任者ですもんね、早急にやっていただきたくということを確認したいんですけど、よろしいですか。

○市長

指定管理で扱わなきゃならないものもあるかもわからないので、多分これ非常にあの言われることはよく分かるんですけども、頭の痛い問題だなという流れの中で、考えているんですけど、早急にといいますけども、早急にといのが、どれくらい早急にと言われているかわかりませんが、しっかり中身を精査しながら、進めていきたいと思っておりますので、いつまでというお時間は、ちょっとこちらのほうで、いついつまでということに対しての返答に対してはご猶予願いたいと思っております。

○道祖委員

市長、そんな答弁はないでしょう。早急にと言ったら、その時間を限ってとか、私言っ

いですよ。早急はいろいろな条件があるから、それはそのとおりですよ。だけど9月議会で質問して、今日、提案されている提案責任者はあなたじゃないですか。聞いてると誰もその間、指定管理者制度の矛盾についてとか考えてなかったんじゃないですか。だから、ここで改めて述べさせていただいているんでしょう、私の考えを。それを人が言っていることをはぐらすような答弁はないと思いますよ。

○市長

はぐらすというのはどういうことですか。時間がかかるというのは、先ほど言われたように3カ月が長いのか短いかわからないけどあなたは言われているわけだから、それを理解した流れの中で、そういうふうな時間をくださいと言っているわけで、何もはぐらかしているようなところじゃないですよ。あなたが言われているのは、長いか短いかというのは、長いか短いかわからない。3カ月というのは、あんたたちのとり方じゃないですかということ言われているから、そうだなと思いながら聞いているわけですから、何もはぐらかして言いませんよ。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第167号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第168号 指定管理者の指定（庄内温泉筑豊ハイツ）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○商工観光課長

「議案第168号 指定管理者の指定（庄内温泉筑豊ハイツ）」について補足説明をさせていただきます。

議案書の100ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。

施設の名称につきましては、庄内温泉筑豊ハイツでございます。選定の経緯等についてご説明いたします。庄内温泉筑豊ハイツの指定管理者の候補者選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が9月16日、10月7日、10月20日の3回開催され、選定の結果、一般財団法人筑豊勤労者福祉協会が候補者に選ばれ、10月22日に委員長より市長に答申がなされております。

指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。ただし、これにつきましては、今後、庄内温泉筑豊ハイツの方向性が決定いたしましたら、指定管理者と協議の上、指定期間の短縮もあり得るものでございます。この点につきましては、指定管理候補者に説明をし、ご理解をいただいているところでございます。

選定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、庄内温泉筑豊ハイツの指定管理者の指定について、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

確認いたしますけど、今度、これは先ほどと同じですけど指定管理者制度を使って一般財団法人筑豊勤労者福祉協会にお願いするものでありますけれど、この筑豊勤労者福祉協会という団体は、これは行政とか、議員とか、いろいろな市に関係する人が役員とか理事とかいうことになっている組織なのかどうか、確認させてください。

○商工観光課長

本財団は、近隣の市町村の出資でできた団体でございます。現在、平成26年4月1日に一般財団法人化をされております。その中に評議員としまして市のOBが1名、それと理事といたしまして経済部長、それと常務理事で市のOBが1名おります。

○道祖委員

私は、この筑豊ハイツについてもですね、いたし方ないと思っているんです。今回もこの筑豊勤労者福祉協会、筑豊ハイツのあり方についていろいろ今日まで協議しておりますから、それについては今日までの流れの中で、今回の提案については良としますけれど、ただ指定管理者制度という中で、繰り返しになります、3度目になりますけど、果たして公の人が入っている組織が本当に矛盾がないのかどうか、指定管理者という形で出していく時に、制度のあり方として矛盾はないのか、疑問を持っておるということだけを述べさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第168号 指定管理者の指定(庄内温泉筑豊ハイツ)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第170号 市道路線の廃止」及び「議案第171号 市道路線の認定」以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第170号 市道路線の廃止」について、補足説明をいたします。

議案書の104ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回廃止する路線は、3路線、延長637.7メートルでございます。路線明細の左側に記載しております一連番号1番の路線は、県道飯塚穂波線の一部供用開始に伴い、市道と重複する箇所がありますので、廃止を行うものでございます。なお、次の議案第171号において、重複する箇所を除いた路線を認定議案として上程しております。この路線箇所につきましては105ページに記載しております。次に、一連番号2番及び3番の路線につきましては、市営棕本住宅跡地内にございます市道の廃止を行うものです。路線箇所は106ページに記載しております。

続きまして、「議案第171号 市道路線の認定」について、補足説明をいたします。

議案書の107ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、2路線、延長730.5メートルでございます。路線明細の左端に記

載しております一連番号1番の路線は、議案第170号廃止議案として提案しております県道飯塚穂波線の一部供用開始に伴う重複箇所を除いた路線の認定を行うものでございます。路線箇所は、108ページに記載しております。次に、一連番号2番の路線につきましては、国土交通省から福岡県への法定受託事業で整備予定の「八木山地区久保ノ尾砂防事業」実施に伴い、市道代替道路が必要であるため、路線認定を行うものでございます。路線箇所は、109ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第170号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第171号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

改めまして、「議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。児童遊園の廃止に伴う地元との協議について、執行部の答弁を求めます。

○都市計画課長

地元とどういふふうな方法で協議を行ったのかということで、所管課に確認をした結果を報告させていただきます。

6児童遊園すべて、文書はありませんけど、口頭での協議を行っているということで聞いております。それで所管替えを検討しております西鹿子ども広場、木ノ下児童遊園、それに小瀬隈児童遊園、それに氷屋児童遊園、この4カ所につきましては、所管課の人権同和政策課のほう今年度地元自治会等に協議を行い、了解を得ているということで聞いております。また、所管替え以外の長楽寺児童遊園、これにつきましては開発行為に関わるものですので、3%以上の広場を設置する計画で協議を進めております。また、関の台児童遊園につきましては、当時、こども育成課のほうで平成25年7月に地元の自治会長に対し、児童館の移転に伴い児童遊園となっておりますけど、この分については封鎖を一緒にしますということでの報告をしているということでもありますけど、現状が児童遊園としてなっておりませんでしたので、今後その方向性等についてはですね、所管課を含めたところで協議をしていきたいということで考えております。今回の案件につきましては、現在、既に児童遊園として活用されていない状況のものを条例を改正するというので、了解をお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

○平山委員

児童遊園と言うんでしょう。遊具はまだあるんですか。

○都市計画課長

児童遊園については遊具が必要な公園になりますけど、すべて使える遊具等についてはござ

いません。

○平山委員

この廃止するところは、もう1つも使える遊具はないということですね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:15

再 開 13:15

委員会を再開いたします。

道祖委員より立岩地区内の立岩踏切の安全対策について、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

もう何年前に、一般質問で、立岩踏切の安全対策の質疑をしております。で、その際、行政は検討するという答弁をしておりますので、その後どうなったのか、お尋ねしたいと思って、質問通告をしております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「立岩地区内の立岩踏切の安全対策について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「立岩地区内の立岩踏切の安全対策について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

市内には、JRの踏切が数々あると思います。お願いして、鯉田地内の愛宕踏切についてはおかげさまをもちまして、時間はかかりましたけれど、今年の12月末までには終われる、実質的には、今終わってるんですけど、よくみたら、遮断機のところが一部まだ終わってないのかなと思っておりますけど、実質的には終わっております。で、地域の方は非常に道幅が広くなって、歩道も確保できて、安全にですね、使われるということで喜んでおります。ほんと、長い間かかりましたけど、これまでのご苦勞に感謝申し上げます。

そこで1つ終わって、また1つお願いするのも心苦しゅうございますけれど、立岩の立岩踏切、これについては、場所的には飯高の入り口のところになります。従来より狭い踏切で、歩行者が大変苦勞して、危ない状態に置かれております。と申しますのは、その踏切そのものが狭い。車が1台通れば、そこに歩行者なり、自転車で通学されてる、飯高がありますので、通学している生徒たちを見ておりますと、踏切内に押し出されて歩いている。自転車を押してる。

非常に危ないというような感じがするわけです。朝の時間帯はどうしても通勤の、狭いからですね、お互い車は譲り合いしておるわけですが、しわ寄せを歩行者なりがあっております、これについて以前からどうにかならんもんかということでご相談しておりましたが、その後の取り組みがどうなっているのか、お尋ねいたします。

○土木建設課長

今、質問委員、ご指摘のとおり、この立岩踏切につきましては、前後の道路幅も狭く、同様に踏切内の道路幅員が約3メートルと狭く、車両が通過する際には、交互通行であり、特に歩道がないため歩行者は危険な状態であるというふうに認識をしております。今現在、JR本社との協議に入っております、協議が整い次第、仮の歩道ではございますけれども、事業化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○道祖委員

協議で、踏切そのものを広げると取付け道路まで広げるということになりますので、大きな金額が必要になってくるんじゃないかと私も思います。ですけれど、まずもって歩行者なり、自転車の方々の安全を図るということで仮歩道を設置する方向であるということですから、それはそれでは、ぜひ実現をしていただきたいと思っております。では、その仮歩道をつくるにしてもスケジュール的にどうなってくるのか。どのように考えて、JRさんとお話していくのか、確認させてください。

○土木建設課長

本事業は、JR軌道内での工事となりますことから、JRと事業協定を締結し、設計から工事まですべてをJRに委託することとなります。現在は口頭にて協議を行っております。平成27年度内に概略の計画協議書を提出し、平成28年度にはJRとのスケジュール調整及び実施設計に向けての内容の打ち合わせ、また、市における予算化をいたしまして、平成29年度では実施設計のための協定締結、また、実施設計というふうな運びになってまいりたいと思っております。平成30年度で用地買収及び工事の実施になるというふうには考えております。

○道祖委員

ぜひ、早急にですね、その日程で結構でございますので、JRさんと話し合って、安全対策をよろしく願いまして、この質問終わります。

○委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から案件に記載の8件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中小企業振興基本条例の進捗状況について」、報告を求めます。

○産学振興課長

経済建設委員会におきまして、本年度中での中小企業振興基本条例の制定という答弁をいたしておりますので、その進捗状況について、報告させていただきます。

現在、担当課におきまして「飯塚市中小企業振興基本条例(案)」を作成いたしまして、12月の庁議におきまして、市内部での意見調整を行っているところです。その条例案の概要について、お手元に配布いたしております「飯塚市中小企業振興基本条例の概要」により説明

させていただきます。

まず、この条例の目的といたしまして、第1条に「中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を図り、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与すること」と規定をいたしております。続いて、第3条におきまして、中小企業振興のための基本理念といたしまして「中小企業者など自らの創意工夫などの自主的な努力を尊重すること。地域特性に応じた総合的な振興施策を講じること。市・関係団体・大学・市民などとの連携・協力のもとに行われること。」と規定をいたしております。この基本理念に基づき、第4条におきまして、「創業等の促進・経営基盤の強化・新たな事業展開の促進・地域資源を活用した事業の促進を図るための施策」を基本方針として実施することを規定をいたしております。

続いて、第5条から第9条におきまして、「市の責務・中小企業者、関係団体の役割・大企業者・市民の理解・協力」についてそれぞれ規定をいたしております。

また、第10条におきまして、「意見の反映」といたしまして、中小企業振興施策の実施にあたり、中小企業者など関係者の意見を反映させるため意見交換の促進を図るための措置を講じることが規定をいたしております。最後に第11条におきまして、「実施状況の公表」といたしまして、施策の毎年度の実施状況の公表を規定をいたしております。

以上の規定によりまして、中小企業の振興を図っていくことを趣旨とした条例案といたしております。現在、関係団体と意見交換を行っておりますが、引き続き、関係団体等より意見聴取を行い、その意見を反映させた条例案を3月定例議会におきまして、上程いたしたいということで考えております。

以上で、飯塚市中小企業振興基本条例の進捗状況について報告をさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2015について」、報告を求めます。

○産学振興課長

e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2015の結果について、報告させていただきます。

本市の産業政策は、平成25年3月に策定いたしました新産業創出ビジョンに沿って「人と産業が集まり成長するまち」を目標に各種の事業を実施しております。このスマートフォンアプリコンテストは、さまざまな可能性に富んだスマートフォンなどのモバイル端末のアプリケーション開発のコンテストをここ飯塚で実施することにより、優れたIT技術者の発掘と育成を推進するとともに、「技術者が集まるまち飯塚」を全国に発信すべく取り組んだものです。

4回目の開催となる本年は、遠くは北海道から応募いただくなど、全国各地から95件の応募がありました。一次審査を通過した19チームが11月21日に九州工業大学情報工学部で開催いたしました最終審査のコンテストで各自が開発したアプリについてプレゼンテーションを行ったところです。外部有識者等の審査員により審査を行った結果、配布資料のとおり各賞が決まりましたのでご報告いたします。なお、今回、初めて、九州工業大学情報工学部の学生のグループがグランプリを受賞をいたしております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ミッドナイトオートレースの売上等について」、報告を求めます。

○経営管理課長

ミッドナイトオートレース試験開催の売り上げ等について、提出しております資料に沿ってご説明いたします。

資料ナンバー1をお願いいたします。平成27年11月16日から18日の3日間において開催いたしましたミッドナイトオートレースの売り上げでございますが、11月16日が4154万9700円、11月17日が7272万5200円、11月18日が7589万4900円、3日間合計1億9016万9800円となっております。売り上げの内訳といたしましては、オフィシャルサイト9352万7400円、民間ポータルサイト9664万2400円となっており、売上比率はそれぞれ49.18%、50.82%となっております。なお、11月16日のみ発走時間が異なっており、18時25分から20時55分、17日及び18日は21時から23時30分となっております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○経営管理課長

専用場外発売所の開設について、ご説明いたします。

資料ナンバー2をお願いいたします。名称は「オートレース大阪」、開設場所は、大阪府中央区日本橋サテライト大阪内、設置者は、「有限会社サンダーバード」、管理施行者は、川口市、施設の概要でございますが、オート競輪共用の一般席250席、指定席98席、自動発払窓口3窓となっております。年間総販売日数は340日程度を予定しており、12月5日にオープンしております。なお、オートレース大阪は会員制となっております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年3月24日議決の「和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」の進捗状況について」、報告を求めます。

○建設総務課長

平成27年3月24日に議決をいただきました「和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」について、現在の進捗状況について報告をいたします。

9月14日の経済建設委員会報告以降につきましては、林地開発計画変更に伴う作業がなされております。現時点の相手方の履行状況といたしましては、期限であります12月25日までの履行を目指し、作業を進められております。また、平成27年11月24日付で相手方に対し、飯塚市の代理人であります弁護士を通じて、期限内の履行完了を遵守する内容の文書を出しております。なお、期限までの履行ができなかった場合につきましては、1カ月の猶予において履行の催告を行うこととなっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局の工事請負契約の締結につきまして、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。

横書きの「工事請負契約報告書（上下水道局総務課）」と記載しております資料をお願いいたします。今回報告します請負契約は、土木一式工事1件で、入札の執行にあたりましては、業者選考委員会で審議し、入札実施要領に基づき、要件等を付して入札を行っております。

「柳橋二瀬汚水幹線管渠布設（3工区）工事」につきましては、土木Ⅰ及びⅡランクの工事で、「条件付き一般競争入札」を11月30日に行い、7564万2120円の予定価格に対し、6447万6000円、落札率85.23%で、林田コンクリート工業株式会社が落札いたしました。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式にて落札者を決定いたしております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立地適正化計画の策定状況について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室長

本市の立地適正化計画につきましては、平成27年度と28年度の2カ年で策定することといたしておりますが、去る11月27日に立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、都市再生特別措置法第117条の第1項の規定に基づく、飯塚市地域連携都市政策協議会を立ち上げ、第1回協議会を開催いたしました。協議会の開催に合わせ、本市の都市構造の概要を取りまとめましたので、立地適正化計画の概要とともに、本市の都市構造の現状について報告をさせていただきます。

資料は2種類ほど、配布いたしております。まず、A4サイズの資料のほうからお願いいたします。この立地適正化計画とは、平成26年8月に施行されました「都市再生特別措置法第81条第1項」に規定される計画で、市町村が住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化、つまり施設の適切な配置を図るための計画として策定することができることとなった計画です。今後、人口減少や高齢化が進展していく中で、まちのかたちはどうあるべきか、この立地適正化計画の策定によって、都市構造の観点から将来への対応を考えていくこととしております。

この1ページの下段のほうに移ります。多くの地方都市では住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成しております。あわせて人口減少下での厳しい財政状況の中では、拡散した居住地の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にございます。このような課題に対応するため、国が示している考え方が、医療・福祉、商業施設と住居等がまとまって立地し、それらに公共交通でアクセスできる、複数の拠点づくりと拠点間を交通で結ぶ都市づくりです。

次のページの上段に、具体的にこの立地適正化計画に盛り込む内容を示しております。計画には、その対象となる計画の区域と、まずはどういうまちをつくっていくのか、基本的な方針を示す必要がございます。さらに居住誘導区域として、ある程度の人口密度が維持できるよう居住を誘導していく区域と、生活をしていく上で必要なサービスを提供する施設を集約させていく都市機能誘導区域を定めることといたしております。さらに、それらのエリアに居住や都市機能を誘導させるための施策についても盛り込んでいくこととなります。

そのページの下段に移ります。飯塚市におきましては、都市計画マスタープランに「拠点連

携型都市」を目指すことを掲げております。この立地適正化計画の策定によって、この目標像の実現に取り組んでいきたいと考えております。なお、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされます。本市の計画期間は、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、平成29年4月から平成39年3月までの10年間の計画を策定することといたしております。

次のページ上段をお願いします。計画策定までのスケジュールを示しております。今年度中に素案を作成し、28年度には素案をもとに市民懇談会などを開催するなどして市民の皆様のご意見を伺い、それらの意見を反映させて計画の決定を28年度中に行っていきたいと考えております。

そのページ下段に移ります。飯塚市の計画策定の方向性についてですが、図の下段に示しておりますとおり、都市計画マスタープランの理念や都市目標像に沿って、中心拠点と地域拠点、拠点間の交通ネットワークの形成を図っていきたいと考えますが、その際には人口密度の維持や都市機能の維持、コミュニティの維持を意識しながら策定してまいりたいと考えております。さらには、地域特性や飯塚を特徴づける視点を計画における重要な要素として捉えていきたいと考えております。

もう一部、皆様のほうにお配りしておりますこのA3サイズの資料は立地適正化計画を策定するにあたって本市の都市構造の現状を把握するために現時点で整理した資料でございます。

表紙に目次を示しております。1. 人口の現状と将来見通し、2. 土地利用の動向、3. 交通の動向と交通環境の将来見通し、4. 都市機能施設の立地状況と立地環境の将来見通し、5. 産業構造の状況、6. 財政の状況、7. 市民意識に関する事項として、まちひとしごと創生総合戦略策定時に行ったアンケート結果の分析、8. 都市構造に関する事項、そして参考といたしまして、拠点連携型都市構築に関連する取り組みと都市構造・人口等の変遷を掲載しております。こちらの資料の内容の詳細についての説明は割愛をさせていただきます。それぞれの項目ごとに分析結果を記しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、報告が遅くなりましたが、12月に入りまして各地区自治会長会におきまして時間をいただき、この調査結果資料をもとに各地区のまちの現状について情報の共有を図らせていただくための説明を行っております。また、協議会資料、自治会で説明を行いました資料は逐次ホームページに掲載してまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

飯塚市の現状、調査結果について、A3の資料の37ページ、都市建設部長にお尋ねしたいですけれど、ここにですね、広域骨格軸がありますね。これを見る限りでは、今、田川・行橋方面の田川地区までは広域骨格軸、片道4車線化進んでおります。北九州・直方方面もこれはもう既に完成してると。で、冷水峠ですか、冷水峠のほうもトンネルを抜けますと、広域4車線化がどんどん進んでいっております。問題は八木山バイパスの2車線の部分を早く4車線にしないといけない。そうしないとやはりこの計画は達成できないんじゃないかと思っております。いろいろ、市長筆頭に、国や県に要望していつてるのは承知しておりますけれど、行政のほうから議会に対してですね、我々議員ができることが何かあればですね、どういうことをやればいいのか。感じることがあるならば、それを言っていただきたいなと思っております。

○都市建設部長

今、質問委員、言われますように、国のほうに、筑豊横断道路期成会という形の中で市長が会長になられております。そういう形で福岡県、それとあわせて、九州地方整備局、それと国のほう、国交省、財務省のほうに、当然その中で国会議員の方、先生方を含めて要望活動を行っております。国のほうにおきましては、事業化に向けた考え方を整理していただいて、話の

中では、当然、お金がかかりますので、当然事業化に向けた調査費とか、そういう時点からまず最初になっていくのかなというふうに思っております。当然我々期成会として要望する中で、各首長さんを始め、議長様も含めて、要望活動にきていただいておりますので、質問委員言われます議会の中で、どういう形になるのが一番いいか、最終的には早く、早急にできるという形をですね、とっていきたいと思っておりますので、その中で議会としてとかいう形があり得るのかどうか分かりませんが、そういうことも含めてですね、今後協力をしていただけるような場面も出てくるかもしれませんので、そのときには協議をしながら、要望等も含めてしていきたいというふうには思っております。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見通しについて」、報告を求めます。

○財政課長

今回、報告いたします財政見通しにつきましては、12月での報告となり、遅れましたことをまずおわび申し上げます。

それでは、「飯塚市普通会計財政見通し」と書かれている資料をお願いいたします。まず、4ページ、A3のほうからお願いします。最後のページにA3の折り込みがついております。財政見通しにおきまして特別事業としております「合併特例債等を活用した事業の概要」の説明をいたします。この表は、前回、平成24年度策定の財政見通しのときにお示しいたしました「公共施設等の整備について」をベースに今回見直しをしたもので、平成24年度から平成33年度までの主に公共施設の整備を中心とした事業を特別事業として位置付け、その事業の概要についてまとめたものでございます。

上段、一番上の段が平成24年から平成27年度まで、中段になりますが平成28年度から平成33年度まで、一番下の段がその合わせた合計の平成24年度から平成33年度までの概要でございます。また、表の左から順に、区分、対象施設、事業費、財源を記載しており、金額は百万円単位としております。

最下段の表をごらんください。平成24年度から平成33年度までの事業をまとめておりますが、上から公共施設の整備、浸水対策、中心市街地活性化関係、水道事業会計出資金で合計Aの欄、一番下のほうになりますが、Aの欄の総事業費は809億5千万円、右側に財源としまして、国・県の支出金、合併特例債、その他の起債、一般財源を記載いたしております。

その下でございますが、もう既に活用済みの合併特例債Bの欄、これは前回平成24年度財政見通しにも示しておりましたが、この整備の概要作成前の平成18年度から平成23年度までに既に公共施設等に活用いたしました合併特例債67億8200万円で、その下が全体の合併特例債活用予定額Cの欄は470億6500万円となります。

その下でございますが、合併特例債活用限度額Dの欄が469億2800万円となっておりますので、差引の活用残額Eの欄はマイナス1億3700万円となります。若干オーバーしている形になっております。

公共施設の整備につきまして、労務費等の高騰により事業費が膨らんでおりますが、平成27年度中に予定しております公共施設総合管理計画を策定いたしますと、小中学校統合など施設の統廃合に有利な起債が活用できますことから、合併特例債の活用額をそちらに振りかえて、特例債の活用額が少なくなるという形になってまいります。

次に、このことを踏まえて作成いたしました財政見通しについてご説明申し上げます。

資料の表紙に戻っていただきたいと思っております。財政見通しは、表紙に記載しておりますように、一般会計とその下に書いております3つの特別会計を合わせました普通会計でお示して

おります。基準年度は、平成27年度の決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し、設定をいたしております。

1 ページをお願いいたします。財政見通しの推計条件の主な項目について、ご説明いたします。

まず、歳入の市税につきましては、基準額に人口推移を踏まえて推計しており、固定資産税評価替による影響は、平成30年度以降2億円減額するとして推計いたしております。

地方交付税の普通交付税は、平成27年度の決算見込額から特殊要素でございます地域経済・雇用対策費分及び生活保護扶助費分を除いて基準額を設定し、平成28年度以降は以下に記載しております市税減見込み、国勢調査人口の推移、生活保護費等の扶助費の増額、国民健康保険特別会計等への繰出金の増、地方債の償還見込額及び合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加算して推計いたしました。なお、今回の見直しの大きな部分でございます合併算定替えの終了によります普通交付税の減額は、前回の24年度に作成いたしました財政見通しでは、平成33年度以降、約29億円が減るという推計をいたしておりましたが、ここ二、三年の間に見直しが行われまして、平成27年度時点では約20億円の減少となる予定でございます。10億円ぐらい見直しが行われたということでございます。

その他の欄の国庫・県支出金は、扶助費分については歳出の伸率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業費分は過去の実績を踏まえた額を加算するなどして推計をいたしております。また、地方債につきましてはそれぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしました。

次に歳出でございますが、義務的経費の人件費、ちょうど真ん中の一番上になりますが、人件費につきましては、平成28年度以降定年退職者と同数の補充、新規採用があるものとして推計しております。職員数の772人は平成27年4月1日現在の普通会計職員数でございます。

その下の扶助費は、平成27年度決算見込額を基準額とし、平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計いたしております。

次の公債費は、平成26年度以前の借入分の償還額に、平成27年度以降借入分の償還見込額を加算いたしております。

次のその他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについてはその算定に合わせた推計をいたしております。一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものはその増減額を加算した推計をいたしております。

特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率を踏まえて推計をいたしております。

一番下でございますが、投資的経費の普通建設事業の通常分につきましては、平成27年度決算見込額と同程度の27億円で推移するものとしております。

特別事業分につきましては、「合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」、先ほど冒頭に申し上げたものですが、これに基づき設定をいたしておりますが、このうち水道事業会計及び病院事業会計の出資金分につきましては別途試算をいたしております。

また、投資的経費のその他として、一番下のほうに書いておりますが、電算システムリプレイス費用につきましては、平成27年度に実施いたしましたリプレイス費用6億2千万円を5年ごとに実施するものとして置き、自治体クラウド継続経費年間1200万円を谷間の年度に置いて推計をいたしております。このリプレイスにつきましては、28年1月から稼動ですので、27年、32年、37年と5年ごとに今の費用を置いております。

なお、今回の推計条件には、表の下に記載しておりますように、表外ですね、災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄附金及び繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。

また、平成29年4月1日実施予定の消費税税率改正の影響については、改正後の制度が不

明確なため、反映を今回はいたしていません。

2ページをお願いいたします。ただ今ご説明いたしました推計条件に基づきまして、平成28年度から平成38年度までの11年間の普通会計の財政見通しを、上の表ですが、①通常分と、真ん中ほどですが、②特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。

通常分の歳入合計から歳出合計を差引きました、ちょうど真ん中に四角の表がありますが、Aの欄を見ていただきますと、平成29年度までは何とか黒字で推移しておりますが、合併算定替え終了の影響などにより平成30年度以降財源不足の状態となっております。38年では、ほぼ黒字に近づきつつあるという状況となっております。

特別事業分につきましては、歳出には各事業費及び公債費を、歳入には特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入から歳出を差引きましたBの欄、一番下の欄でございますが、特別事業分につきましては、毎年度財源が不足する状況となっております。

3ページをお願いいたします。③に通常分と特別事業分を合計しました全体分を記載しておりますが、一番上の行の歳入歳出差引額のA+Bの欄では、平成27年度以降、見ていただきますと、財源不足の状態となっております。

それから、このページの一番下の参考2の表をごらんいただきたいと思います。その表の一番上が現在取り組んでおります行財政改革実施計画の効果額、真ん中になります平成28年度以降において行革の一貫として経常経費を見直すことによる効果額、一番下が公共施設等総合管理計画に掲げております公共施設の維持補修費縮減額の効果額で、この行革等効果額の合計額、一番下に合計額がありますが、これを先ほど言いました一番上のA+Bの次のところに行革等効果額を入れております。この算入後の、その下でございます歳入歳出差引額となり、この金額を見ていただきますと、平成32年度をピークに徐々に減少してまいりまして、一番端の平成38年度でございますが、だいたい1千万円ぐらいということで、収支がほぼプラスになるという推計をいたしております。

その2つ下の枠をお願いします。この2つ下につきましては、これまで赤字がずっと続いてくる穴埋めをしなくちゃいけませんので、この分については、財政調整基金あるいは起債の償還に充てる減債基金を取り崩す形になります。平成27年度末の残高を見ていただきますと、約146億円ございます。これを徐々に取り崩して財源調整をすることとなります。で、平成37年度、ずっと右に行っていただきますと、約42億円まで減少してまいりまして、平成38年度以降は改善するという推計をいたしております。

その下に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、平成28年度の838億2千万円をピークに減少してまいりまして、平成37年度以降は600億円以下で推移していくと推計をいたしております。

それから、参考1の表は、普通交付税、地方債、公債費の全体額の推計を記載いたしております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。